<レノックス・ガストー症候群および関連脳症の診断基準>

レノックス・ガストー症候群で発症したもの、および既往にウエスト症候群、大田原症候群、早期ミオクロニー脳症、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん等のてんかん性脳症があり、てんかん病態がレノックス・ガストー症候群あるいはレノックス・ガストー症候群以外の診断(全般てんかんもしくは部分てんかん)で残遺しているものである。

1) レノックス・ガストー症候群の診断基準

Definite、Probable を対象とする。

A. 症状

- 1. 発症時期は小児期(主に8歳未満で、3-5歳が最多)
- 2. 複数のてんかん発作型を有すること。
- 3. 精神発達遅滞を合併する。
- B. 発作症状 (全般発作であり、部分発作と混同しない)
- 1. 強直発作を有すること。
- 2. 非定型欠神発作を有すること、または有していたこと。
- 3. 脱力発作を有すること、または有していたこと。

C. 検査所見

- 1. 脳波 睡眠中の速律動(全般性・両側対称性の 10-20Hz の速波律動)と、全般性遅棘徐波(2-2.5Hz の 棘徐波・鋭徐波)を認める。
- 2. 血液・生化学的検査所見・画像検査所見・病理所見は、特異的なものはない。

D. 鑑別診断

ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、非定型良性部分てんかん、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、ドラベ症候群を鑑別する。

E. 遺伝学的検査

遺伝学的検査に特異的なものはない。

F. 診断のカテゴリー

Definite: A の3項目+Bの3項目+C. の1を満たすもの。

Probable: A の3項目+Bのうち2項目以上+C. の1項目を満たし、Dの鑑別すべき疾患を除外したもの。 Possible: Aの3項目+Bのうち1項目以上+C. の1項目を満たし、Dの鑑別すべき疾患を除外したもの。

2) ウエスト症候群の診断基準

Definite、Probable を対象とする。

A. 症状

- 1. 発症年齢は生後2歳未満(多くは3~11ヶ月)。
- 2. シリーズ形成しやすい、覚醒直後に好発するてんかん性スパスムス(ES):約5~40 秒周期(約 10 秒程度が多い)で出現する極短時間の四肢の筋攣縮(座位では一瞬の頭部前屈を伴う)がある。
- 3. 精神運動発達の停滞ないし退行: ES の発症と前後してみられる。

B. 検査所見

1. 生理学的検査:発作間欠期脳波所見でヒプスアリスミアがみられる。

C. 鑑別診断

乳児ミオクロニーてんかん、身震い発作、習慣性行動を鑑別する。

D. 診断のカテゴリー

Definite: Aの3項目+Bを満たすもの

Probable: Aの3項目のうち2項目+Bを満たしCの鑑別すべき疾患を除外したもの

Possible: Aの1、2のみ満たすもの

3) 大田原症候群の診断基準

Definite を対象とする。

A. 症状

生後 3カ月以内、とくに新生児期に発症するてんかん性スパズム。部分発作を合併することもある。

B. 検査所見

脳波所見:発作間欠時に覚醒時と睡眠時で持続するサプレッション・バーストパターン

C. 鑑別診断

早期ミオクロニー脳症、ウエスト症候群を鑑別する。

D. 遺伝学的検査

STXBP1, ARX などの遺伝子の変異 (ただし遺伝子変異を認めない症例は多い)

E. 診断のカテゴリー

Definite: A+Bを満たしCの鑑別すべき疾患を除外するもの

Possible: AあるいはB

4) 早期ミオクロニー脳症の診断基準

確定診断例を対象とする。

A. 症状

- 1. 不規則で部分的なミオクローヌス(erratic myoclonus)が睡眠時・覚醒時ともに見られる。
- 2. 微細な発作、自動症、無呼吸、顔面紅潮などを伴う多彩な部分発作がみられる。
- 3. 最重度の精神運動発達遅滞を残す。

B. 検査所見

- 1. 血液・生化学・尿検査:特異的所見はないが、血液・尿のアミノ酸、尿有機酸、血液および髄液の乳酸・ ピルビン酸の検査を行う。
- 2. 画像検査:初期には異常なく、進行すると脳萎縮を示す。脳形成異常がみられることもある。
- 3. 生理学的検査: 脳波では正常な背景活動や睡眠活動はなく、覚醒、睡眠ともにサプレッション・バーストパターンを示す。

C. 鑑別診断

新生児期の種々の脳症、大田原症候群を鑑別する。

D. 遺伝学的検査

一定した遺伝子変異は知られていない。

E. 診断のカテゴリー

生後1ヶ月未満(まれに3ヶ月以内)の児にA1、2がみられ、B3が確認されれば診断は確定する。

5) 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかんの診断基準

確定診断例を対象とする。

A. 症状

- 1. 発作中に発作焦点部位が移動する部分発作(多くは運動発作)。
- 2. しばしば無呼吸、顔面紅潮、流涎などの自律神経症状を伴う。
- 3. 発作は群発ないしシリーズをなして頻発する。
- 4. 発症前の発達は正常であるが、重度の精神運動発達遅滞を残す。

B. 検査所見

- 1. 血液・生化学的検査:特異的所見なし。
- 2. 画像検査:初期には異常なく、病変はない。進行すると脳萎縮を示す。

3. 生理学的検査: 初期にはてんかん性波はまれで、背景波が徐波化を示す。その後、多焦点性棘波が出現する。発作中には脳波焦点が対側または同側の離れた部分に移動し、一つの発作時発射が終わる前に次の発作時発射がはじまる。

C. 鑑別診断

鑑別する疾患は、新生児期のけいれん、急性脳炎・脳症、ピリドキシン依存症、ピリドキシンリン酸依存症、Alpers病、乳児の良性部分てんかん、家族性または非家族性良性新生児けいれん、家族性良性乳児けいれん、早期ミオクロニー脳症。

D. 遺伝学的検査

KCNT1、SCN1A、PLCB1、SCN8A、TBC1D24、SLC25A22の変異。

E. 診断のカテゴリー

発達が正常な生後6ヶ月未満の児にA1がみられ、B3が確認されれば診断は確定する。

<重症度分類>

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分、および障害者総合支援法における 障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて、以下のいずれかに該当する患者を対象とす る。

「G40 てんかん」の障害等級	能力障害評価
1 級程度	1-5 すべて
2 級程度	3-5 のみ
3 級程度	4-5 のみ

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分

てんかん発作のタイプと頻度	等級
ハ、二の発作が月に1回以上ある場合	1級程度
イ、口の発作が月に1回以上ある場合	2 級程度
ハ、二の発作が年に2回以上ある場合	
イ、口の発作が月に1回未満の場合	3 級程度
ハ、二の発作が年に2回未満の場合	

「てんかん発作のタイプ」

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- 二 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

精神症状・能力障害二軸評価 (2)能力障害評価

- 判定に当たっては以下のことを考慮する。
- ① 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
- ② 保護的な環境(例えば入院・施設入所しているような状態)でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。
 - 1 精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通に出来る。
 - 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来る、あるいは適切に出来る。
 - 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。

- 2 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。
 - 〇「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。
 - 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。
 - デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
- 3 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援 を必要とする。
 - 〇「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。
 - 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。
- 4 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。
 - 〇「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。
 - 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
- 5 精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。
 - 〇「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。
 - 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。